

証券コード 7685
2022年3月8日

株主各位

東京都新宿区四谷四丁目28番8号 PALTビル
株式会社 BuySell Technologies
代表取締役社長兼CEO 岩田匡平

第21回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第21回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大抑制の観点から、株主総会へのご来場を見合わせ、書面又はインターネット等により事前に議決権行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等により議決権行使いただく場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月22日（火曜日）午後6時までに議決権行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番1号 住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

3. 目的事項
報告事項

1. 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件
第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月22日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

次ページに記載されております「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスのうえ、2022年3月22日（火曜日）午後6時までに賛否をご入力ください。

※ 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

※ インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://buysell-technologies.com/>) に掲載させていただきます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://buysell-technologies.com/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際してそれぞれ監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権行使を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net/>

2. 議決権行使の方法について

(1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。

なお、一度議決権を使用した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2022年3月22日(火曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネット等により、重複して議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

(3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

(4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

4. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて
 - (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報を印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話]0120 (652) 031 (受付時間9：00～21：00)
6. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）
機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけており、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、安定的に配当を継続することを基本方針としております。この方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき14円00銭 総額198,271,248円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年3月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 事業目的の変更

当社の今後の多様な事業展開に備えるため、現行定款第2条（目的）につきまして事業目的を変更するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するものであります。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(3) バーチャルオンリー株主総会に関する条項の追加

2021年6月16日付で施行された「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められたことに伴い、定款第12条第2項を追加するものであります。

なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

(4) 株主総会参考書類等の電子提供措置に関する条項の追加

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、上場会社には、電子提供措置に係る改正会社法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりました。これに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります（下線部分が変更箇所）。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時(ただし、上記1.(3)は経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた日に、1.(4)は附則で定める日)をもって、効力を生じるものいたします。

現行定款	変更案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 (条文省略)	第1章 総 則 (商 号) 第1条 (現行どおり)
(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~3. (条文省略) 4. 広告代理業及び代理店業 5. ~12. (条文省略) <u>13. ダビング、スキャン、復元サービス等の情報化サービス</u> <u>14. 企業経営に関するコンサルタント業務</u> <u>15. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> <u>16. 投資業</u> <u>17. 有価証券の売買及び保有、運用</u> <u>18. インターネット及びカタログ等による通信販売、仲介及び情報提供サービス</u> (新 設) (新 設)	(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ~3. (現行どおり) 4. <u>広告業、</u> <u>広告代理業及び代理店業</u> 5. ~12. (現行どおり) (削 除) <u>13. 企業経営に関するコンサルタント業務</u> <u>14. 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</u> <u>15. 投資業</u> <u>16. 有価証券の売買及び保有、運用</u> <u>17. インターネット及びカタログ等による通信販売、仲介及び情報提供サービス</u> <u>18. 不動産の売買、賃貸、管理、鑑定に関する業務</u> <u>19. 産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理及び再生処理に関する業務</u> <u>20. 営業及び販売の代行、業務受託及び代理店業務</u> 21. 前各号に関する顧客の仲介及び斡旋業務
19. 営業及び販売の代行、業務受託及び代理店業務 20. 前各号に関する顧客の仲介及び斡旋業務	

現行定款	変更案
<u>21.</u> 前各号に関連する業務のコンサルティング 及び業務受託 <u>22.</u> 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 (条文省略) (機関構成) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> (公告の方法) 第5条 (条文省略)	<u>22.</u> 前各号に関連する業務のコンサルティング 及び業務受託 <u>23.</u> 前各号に付帯する一切の業務 (本店の所在地) 第3条 (現行どおり) (機関構成) 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) <u>3. 会計監査人</u> (公告の方法) 第5条 (現行どおり)
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 (条文省略)	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 (現行どおり)
(自己株式の取得) 第7条 (条文省略)	(自己株式の取得) 第7条 (現行どおり)
(単元株式数) 第8条 (条文省略)	(単元株式数) 第8条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第9条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 (条文省略)	(株主名簿管理人) 第10条 (現行どおり)
(株式取扱規程) 第11条 (条文省略)	(株式取扱規程) 第11条 (現行どおり)
第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に隨時これを招集する。 (新 設)	第3章 株主総会 (株主総会の招集) 第12条 (現行どおり) <u>② 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができます。</u>
(定時株主総会の基準日) 第13条 (条文省略)	(定時株主総会の基準日) 第13条 (現行どおり)
(招集権者及び議長) 第14条 (条文省略)	(招集権者及び議長) 第14条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示と みなし提供)	(削除)
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類、事業報告、計算書類 及び連結計算書類に記載または表示す べき事項に係る情報を、法務省令に定 めるところに従いインターネットを利 用する方法で開示することにより、株 主に対して提供したものとみなすこと ができる。	
(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置)
	第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株 主総会参考書類等の内容である情報に ついて電子提供措置をとるものとす る。
	② 当会社は、電子提供措置事項のうち法 務省令で定めるものの全部又は一部に ついて、書面の交付を請求した株主に 対して交付する書面に記載することを 要しないものとする。
(株主総会の決議)	(株主総会の決議)
第16条 (条文省略)	第16条 (現行どおり)
(議決権の代理行使)	(議決権の代理行使)
第17条 (条文省略)	第17条 (現行どおり)
(株主総会議事録)	(株主総会議事録)
第18条 (条文省略)	第18条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は<u>15名</u>以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員 数)</p> <p>第19条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>10名</u>以内とする。</p> <p>② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会において選任する。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任 期)</p> <p>第21条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>② <u>増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に、各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。	(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。
(新設)	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の決議) 第25条 (条文省略)	(取締役会の決議) 第26条 (現行どおり)
(取締役会議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。	(取締役会議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

現行定款	変更案
(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による	(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による
(報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。	(報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。
(取締役の責任免除) 第29条 (条文省略)	(取締役の責任免除) 第30条 (現行どおり)
(取締役との責任限定契約) 第30条 (条文省略) 第5章 監査役及び監査役会 (員 数) 第31条 当会社の監査役は5名以内とする。	(取締役との責任限定契約) 第31条 (現行どおり) (削除) (削除) (削除)
第32条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	

現行定款	変更案
<p>③ 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、補欠監査役を選任することができる。但し、補欠監査役の選任決議の定足数は前項の規定を準用する。</p> <p>④ 前項の補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>	
<p>(任期)</p> <p>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了すべき時までとする。但し、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、当該補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることはできないものとする。</p>	(削除)
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</p>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</p>	(削除)
<p>(監査役会の決議)</p> <p>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会議事録)</p> <p>第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	(削除)
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	(削除)
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p>	(削除)

現行定款	変更案
(監査役の責任免除) <u>第40条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(削除)
(監査役との責任限定契約) <u>第41条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削除)
(新設)	第5章 監査等委員会
(新設)	(常勤の監査等委員) <u>第32条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。</u>
(新設)	(監査等委員会の招集通知) <u>第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u>

現行定款	変更案
(新 設)	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p> <p><u>第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会議事録)</u></p> <p><u>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>
(新 設)	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第43条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の任期) <u>第44条 (条文省略)</u></p> <p>(報酬等) <u>第45条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>第6章 会計監査人 (会計監査人の選任) <u>第37条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の任期) <u>第38条 (現行どおり)</u></p> <p>(報酬等) <u>第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>

現行定款	変更案
第7章 計算 (事業年度) 第46条 (条文省略) (剰余金の配当の基準日) 第47条 (条文省略) (中間配当) 第48条 (条文省略) (剰余金の配当の除斥期間) 第49条 (条文省略) (新 設) (新 設)	第7章 計算 (事業年度) 第40条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第41条 (現行どおり) (中間配当) 第42条 (現行どおり) (剰余金の配当の除斥期間) 第43条 (現行どおり) <u>附 則</u> <u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> <u>第1条 当会社は、第21回定時株主総会終結前</u> <u>の行為に関する会社法第423条第1項</u> <u>所定の監査役（監査役であった者を含</u> <u>む。）の損害賠償責任を、法令の限度</u> <u>において、取締役会の決議によって免</u> <u>除することができる。</u>
(新 設)	<u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>第2条 変更前定款第15条の規定の削除及び変</u> <u>更後定款第15条の規定の新設は、会社</u> <u>法の一部を改正する法律（令和元年法</u> <u>律第70号）附則第1条ただし書きに定</u> <u>める施行日（以下、「施行日」とい</u> <u>う。）から効力を生ずるものとする。</u>

現行定款	変更案
	<p>② 施行日から次の定めは効力を有するものとする。なお、本定めは、施行日から6カ月を経過した日若しくは施行日から6カ月以内に開催する最後の株主総会の日から3カ月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>〔当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をするべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。〕</p> <p>③ 本条は、前項に定めるいずれか遅い日をもって、自動的に削除されることとする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（6名）及び監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社への移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	岩田 匡平 (1984年5月29日)	<p>2008年4月 株式会社博報堂 入社</p> <p>2014年4月 OWL株式会社（現株式会社AViC）設立、代表取締役社長就任</p> <p>2015年11月 株式会社日本リーガルネットワーク 取締役 CMO就任</p> <p>2016年10月 株式会社エース（現 当社）入社 取締役就任</p> <p>2017年9月 当社代表取締役社長兼CEO就任（現任）</p> <p>2020年10月 株式会社タイムレス 取締役就任（現任） (重要な兼職)</p> <p>株式会社タイムレス 取締役 (選任理由)</p> <p>岩田匡平氏は、2016年10月に取締役として就任し当社事業の成長に貢献してまいりました。また、2017年10月以降、代表取締役として当社の経営の中核を担い、優れた経営手腕を発揮し、当社を成長させてまいりました。</p> <p>当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	980,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	吉村英毅 (1982年5月23日)	<p>2003年5月 株式会社Valcom設立 代表取締役就任（平成21年10月株式会社エボラブルアジアと合併）</p> <p>2007年3月 吉村ホールディングス株式会社設立 代表取締役社長就任（現任）</p> <p>2007年5月 株式会社エボラブルアジア（現 株式会社エアトリ）設立 代表取締役社長就任</p> <p>2015年8月 EVOLABLE ASIA Co., LTD. 取締役就任（現任）</p> <p>2015年10月 EVOLABLE ASIA SOLUTION & BUSINESS CONSULTANCY COMPANY LIMITED 設立 取締役就任（現任）</p> <p>2018年4月 当社社外取締役就任</p> <p>2018年5月 株式会社エアトリ（現 株式会社エアトリインターナショナル） 代表取締役就任</p> <p>2019年1月 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役就任（現任）</p> <p>2019年3月 当社取締役会長就任（現任）</p> <p>2019年12月 株式会社エアトリ 取締役CGO就任（現任） 株式会社エアトリインターナショナル取締役CGO就任</p> <p>2020年2月 株式会社エアトリステイ 取締役就任（現任）</p> <p>2020年9月 株式会社LATRICO 代表取締役</p> <p>2021年7月 スプリームシステム株式会社 取締役就任（現任） (重要な兼職) 株式会社エアトリ 取締役 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役 (選任理由) 吉村英毅氏は、2018年4月に取締役として就任し、豊富な企業経営の知見や経験から、当社の経営方針や経営戦略の決定をはじめとして当社の事業活動全般において重要な役割を果たし、当社を成長させてまいりました。 当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	8,639,300株 (注) 2.

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	小野晃嗣 (1981年3月7日)	<p>2006年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2011年7月 野村證券株式会社に出向（2012年帰任）</p> <p>2016年10月 株式会社エース（現 当社）取締役CFO就任（現任）</p> <p>2020年10月 株式会社タイムレス 取締役就任（現任） (重要な兼職)</p> <p>株式会社タイムレス 取締役 (選任理由)</p> <p>小野晃嗣氏は、2016年10月に当社取締役に就任し、当社の東証マザーズへの上場を推進、その後もIR業務を通じた当社の企業価値向上を担うなど、コーポレート領域で手腕を発揮し、当社の成長を牽引してまいりました。</p> <p>当社の更なる成長のため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	48,000株
4	今村雅幸 (1983年6月12日)	<p>2006年4月 ヤフー株式会社 入社</p> <p>2009年5月 株式会社VASILY設立 取締役CTO就任</p> <p>2018年4月 株式会社スタートトゥデイテクノロジーズ（現 株式会社ZOZOテクノロジーズ）執行役員就任</p> <p>2019年1月 同 執行役員CTO就任</p> <p>2021年3月 当社取締役CTO就任（現任） (選任理由)</p> <p>今村雅幸氏は、2021年3月に当社取締役に就任し、エンジニア組織の強化とテクノロジー活用による買取・販売の最適化を推進し、当社事業の成長に貢献してまいりました。今後、当社のデータドリブン経営の更なる加速に加え、AI技術とデータを活用したイノベーション創出などに取り組むことにより、当社の更なる成長を牽引するために、取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
5	太田 大哉 (1981年6月27日)	<p>2004年4月 株式会社大黒屋</p> <p>2009年4月 Hyperion株式会社（2010年12月株式会社ダイヤコーポレーション、2020年10月株式会社タイムレスへ社名変更）設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>（選任理由）</p> <p>太田大哉氏は、当社の子会社である株式会社タイムレスの創業者であり、2020年10月に当社グループに参画後、買取店舗事業や古物オーフション事業の規模拡大に大きく貢献してまいりました。</p> <p>シナジー効果の最大化を図り、当社グループの更なる成長のため、新たに取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	140,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
6	原 敏 弘 (1958年3月6日)	<p>1981年4月 公正取引委員会事務局 入局</p> <p>1998年3月 預金保険機構 金融危機管理審査委員会事務局第一課長</p> <p>1998年10月 同 金融再生部次長</p> <p>2000年7月 公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課長</p> <p>2001年7月 同 経済取引局調整課長</p> <p>2003年7月 同 審査局特別審査部第二特別審査長</p> <p>2004年6月 同 審査局特別審査部第一特別審査長</p> <p>2005年4月 同 官房人事課長</p> <p>2008年6月 同 中部事務所長</p> <p>2009年4月 同 近畿中国四国事務所長</p> <p>2009年7月 同 官房審議官</p> <p>2009年9月 消費者庁（審議官）に出向（2011年8月帰任）</p> <p>2011年8月 公正取引委員会事務総局 審査局犯則審査部長</p> <p>2012年9月 同 経済取引局取引部長</p> <p>2016年6月 同 近畿中国四国事務所長</p> <p>2017年4月 学校法人曰通学園 流通経済大学法学部教授（現任）</p> <p>2019年6月 当社社外取締役就任（現任） (選任理由及び期待される役割の概要) 原敏弘氏は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公正取引委員会等において要職を歴任し、経済動向や法令等に関する高い見識や客観的・専門的な視点から、当社の業務執行やコンプライアンス体制に対する適切な監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断し、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
7	秋山友紀 (1982年8月9日)	<p>2007年1月UBS証券株式会社 2008年6月Speedwell株式会社 2011年1月Nezu Asia Capital Management (Singapore) Pte Ltd 2013年4月Nezu Asia Capital Management Limited 2017年1月Millennium Capital Management Asia Limited 東京支店 2019年11月暁翔キャピタル株式会社 2021年8月グローブアドバイザーズベンチャーズ有限責任事業組合（現任） (選任理由及び期待される役割の概要) 秋山友紀氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、グローバルかつ幅広い業種・業界に属する企業に対する投資と経営支援の経験を有しております。 ステークホルダーの視点を当社の経営に反映させることにより、コーポレートガバナンスの更なる強化に加え、資本市場との建設的な対話に貢献できるものと判断し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	2,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
8	我堂佳世 (1982年9月18日)	<p>2005年4月 日本生命保険相互会社</p> <p>2006年9月 ジェイコム株式会社（現 ライク株式会社）</p> <p>2012年12月 ジェイコム株式会社（現 ライクスタッフファーミング株式会社） 取締役就任</p> <p>2014年8月 ジェイコムホールディングス株式会社（現 ライク株式会社） 取締役就任</p> <p>2015年9月 サクセスホールディングス株式会社（現 ライクキッズ株式会社） 取締役就任</p> <p>2018年12月 ライクケアネクスト株式会社（現 ライクケア 株式会社） 代表取締役就任 (選任理由及び期待される役割の概要) 我堂佳世氏は、豊富な企業経営の知見や経験から、当社の業務執行や経営管理体制に対する適切な監督ならびにコーポレート・ガバナンスの強化に貢献できるものと判断し、新たに社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>	—

- (注) 1.各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.吉村英毅氏の所有する株式数は、同氏が保有する株式に加え、同氏が実質的に出資する吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合及びミダス第2号投資事業有限責任組合が所有する株式数の合計であり、また同氏は会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 3.太田大哉氏、秋山友紀氏、我堂佳世氏は新任の取締役候補者であります。秋山友紀氏の戸籍上の氏名は遠藤友紀でありますが、業務上使用している氏名で表記しております
- 4.当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。
本議案の候補者全員は、選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。
また、当社は当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。
- 5.原敏弘氏、秋山友紀氏及び我堂佳世氏は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。原敏弘氏の社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結の時をもって、2年9カ月になります。なお、当社は、原氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。秋山氏及び我堂氏に関しては、選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。
- 6.原敏弘氏が取締役に選任された場合、当社は同氏との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定です。また、秋山友紀氏及び我堂佳世氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額といたします。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生氏名年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	鈴木真美 (1982年8月31日)	2005年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年1月 株式会社サイトライト 入社 2009年8月 清和監査法人（現 RSM清和監査法人） 入所 2014年2月 株式会社KPMG FAS 入社 2018年1月 三井物産株式会社 出向（2021年1月帰任） 2021年3月 当社常勤監査役就任（現任） (選任理由及び期待される役割の概要) 鈴木真美氏は、過去に直接会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として財務会計及びコーポレート・ガバナンス等に関する高い見識や客観的・専門的な視点から、当社経営に対する積極的な意見及び提言を頂くとともに、同氏の経験から当社監査体制の強化につながるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。	—

候補者番号	氏名 (生氏名年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
2	杉山真一 <small>すぎやま しんいち</small> (1960年7月8日)	<p>1992年4月 原後綜合法律事務所 入所</p> <p>2000年7月 ミレニアム債権回収株式会社 弁護士取締役就任（現任）</p> <p>2007年4月 ミレニアムホールディングス株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>2008年9月 原後綜合法律事務所パートナー就任（現任）</p> <p>2008年9月 株式会社CNインターボイス 監査役就任（現任）</p> <p>2011年6月 日信電子サービス株式会社社外監査役就任</p> <p>2013年6月 株式会社メッセージ（現 SOMPOケア株式会社）社外取締役就任</p> <p>2014年4月 第二東京弁護士会副会長就任</p> <p>2016年9月 株式会社エース（現 当社）監査役就任（現任）</p> <p>2016年10月 リスト株式会社 監査役就任（現任）</p> <p>2018年4月 日本弁護士連合会常務理事</p> <p>2020年12月 株式会社サードウェーブ 監査役就任（現任） （重要な兼職）</p> <p>原後綜合法律事務所 パートナー弁護士 (選任理由及び期待される役割の概要)</p> <p>杉山真一氏は、弁護士の資格を有し、企業法務及び税務に精通しており、2016年6月より当社社外監査役として当社コンプライアンス体制やコーポレート・ガバナンスの強化に貢献してまいりました。当社監査体制の更なる強化につながるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式数
3	川崎 晴一郎 かわさき せいいちろう (1978年12月6日)	<p>2001年10月 監査法人トーマツ（現・有限責任監査法人トーマツ）入所</p> <p>2007年8月 株式会社アルフェアエンタープライズ（現株式会社KMS）設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2008年1月 川崎公認会計士事務所（現KMS経営会計事務所）開設、代表就任（現任）</p> <p>2010年5月 株式会社エイゾン・パートナーズ設立 取締役就任</p> <p>2015年12月 株式会社エイゾン・パートナーズ代表取締役就任（現任）</p> <p>2016年9月 株式会社エース（現 当社）社外監査役就任（現任）</p> <p>2017年6月 株式会社ソフトフロントホールディングス監査役就任</p> <p>2019年12月 株式会社ソフトフロントホールディングス取締役監査等委員就任（現任）</p> <p>2021年4月 ドーナツソロボティクス株式会社 監査役就任（現任）</p> <p>2021年9月 KICホールディングス株式会社 取締役就任（現任）</p> <p>（重要な兼職）</p> <p>株式会社KMS 代表取締役</p> <p>KMS経営会計事務所 代表公認会計士</p> <p>株式会社エイゾン・パートナーズ 代表取締役</p> <p>（選任理由及び期待される役割の概要）</p> <p>川崎晴一郎氏は、公認会計士であり、財務会計及びコーポレート・ガバナンス等において、様々な業種・業界に属する企業に対するアドバイザリー経験に基づく高い見識や客観的・専門的な視点を有しております、2016年9月より当社社外監査役としてコーポレート・ガバナンスの強化に貢献してまいりました。当社監査体制の更なる強化につながるものと考え、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	2,400株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 鈴木真美氏は、戸籍上の氏名は濱垣真美ですが、業務上使用している氏名で表記しております。

3. 本議案の候補者全員は、会社法第2条第15号に規定する社外取締役の候補者であります。同3名の社外監査役に就任してからの年数は、本定時株主総会の終結をもって、鈴木真美氏が1年、杉山真一氏が5年6ヶ月、川崎晴一郎氏が5年6ヶ月になります。また、当社は、同3名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同3名の選任が承認された場合、引き続き独立役員として指定する予定であります。

4. 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償金、争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。

本議案の候補者全員が監査等委員である取締役に選任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

また、当社は当該保険契約を任期途中に同内容で更新することを予定しております。

5. 本議案の候補者全員が監査等委員である取締役に選任された場合、当社は同3名との間で、当社の定款に基づき会社法第427条第1項に規定する同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任額は、同法第425条第1項各号に規定する最低責任限度額といたします。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件

当社は、取締役の報酬等について、2017年3月23日開催の定時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300百万円以内（うち、社外取締役分は50百万円以内）とすること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。なお、当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客觀性を高めるため、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しており、各取締役の報酬額については、指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に対して答申を行っております。

当社は、監査等委員会設置会社への移行後の取締役の報酬を、固定報酬である基本報酬及び中長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成することといたします。基本報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬であり、当該取締役の職責と貢献に応じた額とすることを基本方針としておりますところ、本議案に係る報酬等の額は、当該方針に基づいて支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

現在の取締役は6名ありますが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名（うち、社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額の設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50百万円以内とすること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

第7号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。

この移行に併せて、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、第5号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の設定の件」の報酬枠とは別枠で、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）の報酬と株式価値との連動性をより一層強めることにより、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入するものとし、新たに譲渡制限付株式の割当てのための報酬を支給することいたしましたく、ご承認をお願いするものであります。

本議案に基づき、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額150百万円以内（うち社外取締役は25百万円以内）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会の審議を経たうえで取締役会において決定することいたします。

なお、現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役は3名）となります。

対象取締役に対して割当てる譲渡制限付株式の内容は以下のとおりです。

1. 謹度制限付株式の割当て及び払込み

対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。

2. 対象取締役に対して割当てる謹度制限付株式の数

本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は年30,000株（うち社外取締役は年5,000株以内）といたします。ただし、上記株主総会の決議日以降の日を効力発生日とする当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

なお、本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の1株当たりの払込金額は当該普通株式の募集事項を決定する各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

3. 対象取締役に割当てる譲渡制限付株式に関する事項

当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下、「本割当株式」といいます。）。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当株式の払込期日から3年間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当株式について、譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。

ただし、対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由により退任等した場合又は死亡により退任等した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が、本譲渡制限期間が満了する前に、正当な理由によらず退任等した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。

また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。なお、譲渡制限を解除すべき時点において、譲渡制限付株式の割当てを受けることとなる日の属する事業年度終了後3ヶ月を超えていなかった場合には、当該組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は、対象取締役が保有する本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

4. 本議案の内容が相当である理由

本制度は、株主の皆様との一層の価値共有を進め、当社の企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を割り当てるものであります。

当社は2022年2月14日開催の取締役会において、本株主総会にて本議案をご承認いただくことを条件として、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針のうち、本制度に関する部分である①個人別の非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額・数又は算定方法の決定方針及び②金銭報酬と非金銭報酬（株式報酬）の支給割合の決定方針を決定しており、その内容は下記のとおりです。

①個人別の非金銭報酬（株式報酬）の内容及び額・数又は算定方法の決定方針

当社の中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するため、株主総会において基本報酬と別枠で承認を得た報酬上限額の範囲内において、非金銭報酬として譲渡制限付株式を付与するものとする。具体的な付与時期・条件及び額若しくは数又は算定方法については、指名報酬諮問委員会での諮問・答申を経て取締役会で決定するものとする。

②金銭報酬と非金銭報酬（株式報酬）の支給割合の決定方針

中長期的な視点で経営に取り組むことが重要との考え方から、基本報酬の水準と安定性を重視しつつ、中長期の業績向上及び株主の利益にも配慮したうえで、基本報酬・株式報酬の割合を決定するものとする。上記を踏まえ、取締役の基本報酬に対する株式報酬の割合は、その職責に応じて10～40%程度となるように設計する

本議案は、上記方針に沿う内容の取締役の個人別の報酬等の支給のために必要かつ相当であり、また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は上記記載の年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.21%（10年間に亘り、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は2.12%）とその希釈化率は軽微であることから、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

なお、本制度により対象取締役に割当てられた株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定、生前贈与その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、当社が定める証券会社に対象取締役が開設する専用口座で管理される予定です。

以上

事業報告

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が収束しておらず、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

当社グループの属するリユース業界については、フリマアプリやインターネットオークションなどの普及に伴い、消費者にとってリユース品を売買しやすい環境が広がっていることを背景に、市場規模はますます拡大しております。2020年度において顕在化しているリユース市場規模は約2.4兆円とされ、2025年には約3.5兆円規模に拡大すると予測されております。(参照：「中古市場データブック2021」リサイクル通信2021年10月1日) また、潜在的なリユース市場規模を示す、自宅内の一年以上利用されていない不要品(以下「かくれ資産」)の日本における総額は2018年時点で約37兆円と推計されており、かくれ資産として今後追加されることになる過去一年間に不要となった品物の規模も約7.6兆円と試算されており、リユースの潜在市場規模はより大きなものと考えられます(「平成29年度我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備(電子商取引に関する市場調査)」経済産業省、ニッセイ基礎研究所監修平成30年11月7日付調査結果)。

このような環境の中、当社グループにおける状況は以下の通りとなりました。

買取においては、当社グループの主要サービスである「バイセル」の認知向上のために、リストティング等のオンラインメディアのみならず、テレビCMやポスティングチラシなどのオフラインメディアを組み合わせたクロスメディアマーケティング施策を実施してまいりました。また、買取店舗の出店(5店舗、2021年12月末時点)など、買取チャネルの拡大を図ってまいりました。

さらに、ブランドバッグを中心とした年間約200,000点を取り扱う古物オークション「TIMELESS AUCTION」や百貨店の常設店舗や催事にて買取を行う総合買取サロン「タイムレス」を開設する株式会社タイムレスを2020年10月に子会社化し、時計・ジュエリー・ルースを取り扱うWEBオークションの開始や百貨店での常設店及び催事買取の強化を図ってまいりました。

販売においては、業者への販売や古物市場への出品などのtoB向け販売とECや催事などのtoC向け販売の傾向分析を進め、商品毎に適切な販売方法を選択することなどにより、在庫回転期間の短縮化とともに、収益性の改善を図ってまいりました。外出自粛などを背景に消費者の購買環境の変化もあり、toC向け販売では、自社ECサイト「バイセルオンライン」やECモール（「楽天市場」や「ヤフオク！」）など）での販売に加え、ライブコマースを中心とした海外販路の拡大を図ってまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高24,789,126千円（前期比67.9%増）、営業利益2,315,362千円（同139.1%増）、経常利益は2,295,436千円（同148.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,314,201千円（同132.3%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の合計は425,761千円であり、主に事業規模拡大に伴う倉庫増床、営業拠点増設に伴う内装工事及び業務システムの開発等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より500,000千円の借入を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題として、以下の施策を中心に取り組んで参ります。

①IT・DX強化を中心とするテクノロジー投資の加速

当社グループでは、テクノロジー領域への投資を強化し、全社データ基盤の整備・活用、出張訪問における査定時間の短縮等の生産性の向上、AI技術とデータを活用した研究開発の推進を進めることにより、データドリブン経営を深化させ、事業成長を加速していく方針です。

②出張訪問買取事業の継続的な成長

当社グループの主力サービスである出張訪問買取「バイセル」においては、「出張訪問数」及び「出張訪問あたり変動利益」を主要なKPIとしております。当事業の継続的な成長のために、重要なエリアと捉える都市圏に加え、地方エリアへの拡張を図ることにより、更なる事業規模の拡大を図るとともに、当社グループのデータを一元管理し販売チャネルの最適化を推進し、toC販売のOMO化や海外販路の拡大を図ることにより、収益性の向上を目指してまいります。

③買取店舗事業の拡大

全国主要都市に店舗を展開する「バイセル」と全国百貨店内に店舗を展開する「総合買取サロン タイムレス」について、相互送客やマーケティング、採用・人材戦略、各種データ統合によるグループシナジーを有効活用することにより、グループ店舗展開を加速させ、出張訪問買取と差別化した買取チャネルの強化を図ってまいります。

④非連続な成長を実現する戦略的なM&Aの推進

当社グループの出張訪問買取を中心とした現有競争力の強化に加え、新規商材や新たな買取・販売チャネルなどのリユース事業における未着手領域など、シナジーの創出確度が高い領域への戦略的M&Aを推進してまいります。

⑤新たな収益源となる新規事業の確立

当社グループの統合システムであるリユースプラットフォームの外部サービス化や、当社グループの主たる事業である出張訪問サービスの特徴である「整理・処分ニーズ」や「シニア顧客層」と親和性が高い領域を中心としたアライアンスの強化や新規事業の創出を推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	2020年12月期 第20期	2021年12月期 第21期 (当連結会計年度)
売上高	14,764,844千円	24,789,126千円
経常利益	922,687千円	2,295,436千円
親会社株主に帰属する当期純利益	565,710千円	1,314,201千円
1株当たり当期純利益	41.12 円	93.26 円
総資産	8,837,536千円	10,285,565千円
純資産	3,251,197千円	4,592,848千円

- (注) 1. 前連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、第19期（2019年12月期）以前については記載しておりません。
2. 当社は、2020年12月7日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第20期の期首に行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	2018年12月期 第18期	2019年12月期 第19期	2020年12月期 第20期	2021年12月期 第21期 (当事業年度)
売上高	10,118,751千円	12,828,896千円	14,764,844千円	18,946,731千円
経常利益	472,996千円	817,279千円	928,687千円	1,749,308千円
当期純利益	329,971千円	505,579千円	571,710千円	1,089,543千円
1株当たり当期純利益	27.50 円	41.93 円	41.56 円	77.32 円
総資産	3,150,255千円	4,592,163千円	8,010,030千円	9,335,843千円
純資産	727,844千円	2,261,903千円	3,257,197千円	4,374,190千円

- (注) 当社は、2020年12月7日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い1株当たり当期純利益は、当該株式分割が第18期の期首に行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況（2021年12月31日現在）

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

③ 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社タイムレス	5,000千円	100.0%	ブランド品、時計、ジュエリー等の買取・販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	株式会社タイムレス
特定完全子会社の住所	東京都港区芝公園一丁目7番6号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額の合計額	2,077,100千円
当社の総資産額	9,335,843千円

(7) 主要な事業内容（2021年12月31日現在）

事 業	事 業 内 容
着物・ブランド品等リユース事業	出張訪問買取サービスを中心とした、着物・ブランド品等の買取、販売

(8) 主要な営業所および工場（2021年12月31日現在）

会 社 名	名 称	所 在 地
当社	本社	東京都新宿区
	倉庫	千葉県船橋市
株式会社タイムレス	本社	東京都港区

(9) 使用人の状況（2021年12月31日現在）

① 企業集団の従業員数

使　用　人　数	前連結会計年度末比増減
840名 (176名)	188名増 (48名増)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）に1日8時間換算期中平均人数を外数で記載しております。

② 当社の従業員数

使　用　人　数	前事業年度末比増減
745名 (162名)	130名増 (39名増)

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は（ ）に1日8時間換算期中平均人数を外数で記載しております。
 2. 使用人数が130名増加しております。主な理由は、事業規模の拡大に伴い新卒採用及び中途採用が増加したことによるものであります。

(10) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

借　入　先	借　入　額
株式会社みずほ銀行	1,063,150千円
株式会社りそな銀行	514,173千円
株式会社静岡銀行	459,143千円

(注) 株式会社みずほ銀行からの借入額には、株式会社みずほ銀行保証付き適格機関投資家限定第1回無担保社債60,000千円、同第2回無担保社債80,000千円、及び同第3回無担保社債160,000千円が含まれております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 14,162,284株 (自己株式52株を含む)
- (3) 株 主 数 1,778名
- (4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
吉村英毅・ミダスA投資事業有限責任組合	6,012,300株	42.45%
ミダス第2号投資事業有限責任組合	2,500,000株	17.65%
大石 崇徳	1,200,000株	8.47%
岩田 匡平	980,000株	6.91%
株式会社日本カストディ銀行（証券投資信託口）	374,000株	2.64%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	285,100株	2.01%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	270,700株	1.91%
Goldman Sachs Bank Europe SE, Luxembourg Branch	270,600株	1.91%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	232,600株	1.64%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	189,400株	1.33%

(注) 持株比率は、自己株式52株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げ、株式の流動性を高めるとともに投資家層の拡大を図ることを目的に、2020年12月7日開催の取締役会の決議に基づき、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

新株予約権等の内容の概要

名称	第7回新株予約権		
新株予約権の数	240個		
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 48,000株		
新株予約権の行使時の払込金額	1,077円		
新株予約権の行使期間	2022年3月1日～2026年3月31日		
新株予約権の主な行使条件	① 新株予約権者は、2021年12月期から2025年12月期までのいずれかの事業年度にかかる、当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が、一度でも20億円を超過した場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参考すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。 ② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、または、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。		
役員の 保有状況	取 締 役 (社外取締役、監査等委員 である取締役を除く)	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	220個 44,000株 2名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	20個 4,000株 2名
	監査等委員である取締役	新株予約権の数 目的となる株式数 保有者数	－個 －株 －名

(注) 当社は、2021年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っており、新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使時の払込金額につきましては当該株式分割による調整後の株式数及び金額を記載しております。

名称	第8回新株予約権		
新株予約権の数	600個		
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 60,000株		
新株予約権の行使時の払込金額	4,350円		
新株予約権の行使期間	2024年3月1日～2028年3月31日		
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、2022年12月期から2026年12月期までのいずれかの事業年度にかかる、当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が、一度でも次に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権をのうち、それぞれ定められた割合までの個数行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。</p> <p>(i) 30億円を超過した場合：50%</p> <p>(ii) 50億円を超過した場合：100%</p> <p>② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、または、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>		
役員の 保有状況	取締役 (社外取締役、監査等委員 である取締役を除く)	新株予約権の数	600個
		目的となる株式数	60,000株
		保有者数	1名
社外取締役		新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
監査等委員である取締役		保有者数	－名
		新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株
		保有者数	－名

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
新株予約権等の内容の概要

名称	第8回新株予約権
新株予約権の数	180個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 18,000株
交付人数	当社使用人 3名
新株予約権の行使時の払込金額	4,350円
新株予約権の行使期間	2024年3月1日～2028年3月31日
新株予約権の主な行使条件	<p>① 新株予約権者は、2022年12月期乃至2026年12月期のいずれかの事業年度にかかる、当社の有価証券報告書における連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合は損益計算書）に記載された営業利益が、一度でも次に掲げる各金額を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を使用することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。また、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。</p> <p>(i) 30億円を超過した場合：50%</p> <p>(ii) 50億円を超過した場合：100%</p> <p>② 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役、従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任若しくは定年退職の場合、又は、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

4. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況

(2021年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長兼CEO	岩田匡平	株式会社タイムレス 取締役
取締役会長	吉村英毅	株式会社エアトリ 取締役 株式会社ミダスキャピタル 代表取締役
取締役CFO	小野晃嗣	株式会社タイムレス 取締役
取締役CTO	今村雅幸	—
取締役	柏木茂雄	—
取締役	原敏弘	—
常勤監査役	鈴木真美	—
監査役	杉山真一	原後綜合法律事務所 パートナー 弁護士
監査役	川崎晴一郎	株式会社KMS 代表取締役 KMS経営会計事務所 代表 公認会計士 株式会社エイゾン・パートナーズ 代表取締役

- (注) 1. 取締役 柏木茂雄氏及び原敏弘氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役 鈴木真美氏、杉山真一氏及び川崎晴一郎氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役 柏木茂雄氏及び原敏弘氏、監査役 鈴木真美氏、杉山真一氏及び川崎晴一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 常勤監査役 鈴木真美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務会計及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な知識と経験を有しております。
 5. 監査役 杉山真一氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び税務に精通しております。
 6. 監査役 川崎晴一郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 当事業年度に係る役員の報酬等の総額等

区分	支給 人数	報酬等の種類別の額			計
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外)	7 2	89,601千円 10,650千円	－円 －円	－円 －円	89,601千円 10,650千円)
監査役 (うち、社外)	4 4	15,450千円 15,450千円	－円 －円	－円 －円	15,450千円 15,450千円)

(注) 上記の取締役及び監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年3月23日開催の定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2017年3月23日開催の定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬は、取締役の職務遂行の対価として毎月支給する定額の金銭報酬のみであり、当該取締役の職責と貢献に応じた額となります。

また、当社は、取締役の報酬等に関する手続きの客觀性を高めるため、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。各取締役の報酬額については、指名・報酬諮問委員会において審議し、取締役会に対して答申を行っております。

なお、指名・報酬諮問委員会は、3名以上で構成され、代表取締役1名に加え、その過半数を独立役員（独立社外取締役及び独立社外監査役）とし、独立社外取締役が委員長を務めております。必要に応じて隨時開催し、定期的に審議を行うほか、会社業績や個人の業績に基づく個別役員報酬の妥当性について確認しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役及び監査役全員との間に、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社 外 取締役	柏木 茂雄	—	—
	原 敏 弘	—	—
社 外 監査役	鈴木 真美	—	—
	杉山 真一	原後綜合法律事務所 パートナー 弁護士	重要な取引その他の関係はありません。
	川崎 晴一郎	株式会社KMS 代表取締役 KMS経営会計事務所 代表 公認会計士 株式会社エイゾン・パートナーズ 代表取締役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取締役	柏 木 茂 雄	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンスの知識や経験に基づき、主に経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
	原 敏 弘	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、消費者関連法令の知識や経験に基づき、主に経営全般にわたる意思決定の妥当性及び適正性確保のための発言を行っております。
社 外 監査役	鈴 木 真 美	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、会計及びコーポレート・ガバナンスの知識や経験に基づき、業務執行の適正性を確保するための発言を行っております
	杉 山 真 一	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、法律の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。
	川 崎 晴一郎	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会のすべてに出席し、会計の専門家としての知識や経験に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して会計監査人の報酬等について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適切な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

当社は企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、お客様、取引先、従業員、地域社会、行政機関等のステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。

そのため、取締役会において、当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備について以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(a) コーポレート・ガバナンス

- ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ・取締役は、法令、定款、取締役会決議、社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ・監査役は、「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。

(b) コンプライアンス

- ・取締役及び使用人は、法令、定款、社内規程はもとより、企業倫理、社会規範及び「グループ企業行動憲章」に基づき、良識を持って行動する。
- ・当社は、全社的なコンプライアンス責任者を指定のうえ、リスク管理委員会を設置するとともに、コンプライアンス教育・研修を実施し、コンプライアンス問題に迅速適切に対応する等、コンプライアンス体制の確保と充実に努める。
- ・使用人は、法令、定款、社内規則の違反或いは社会通念及びコンプライアンスに違反する行為等が行われていることを知ったときは、「コンプライアンス規程」に基づき担当部署に通報する。
- ・内部通報制度に関しては、通報者の保護を図るとともに的確に対処する体制を整備する。

(c) 財務報告の適正性確保のための内部統制システムの整備

- ・当社は、社内規程を整備するとともに、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性を確保するための社内体制を構築する。

- ・当社は、内部統制に係る内部監査室を設置し、財務報告の適正性等を確保するための社内体制につき、その整備・運用状況を定期的に評価・改善するための仕組みを構築する。

(d) 内部監査

- ・当社は、代表取締役直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務全般に關し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行の手続及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、代表取締役に対し、その結果を報告する。また内部監査室は、内部監査により判明した指摘事項の改善履行状況について、フォローアップ監査を実施する。

(e) 反社会的勢力の排除

- ・当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たない。当社が反社会的勢力から不当要求などを受けた場合には、警察署及び暴追センター等の外部専門機関と連携し、如何なる面においても、反社会的勢力との関係は一切遮断する。

② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(a) 情報の保存・管理

- ・取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書の他、重要な職務執行に係る情報が記載された文書（電磁的記録を含む。以下同じ）を、「文書保管管理規程」その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

(b) 情報の閲覧

- ・取締役及び監査役は、いつでも、前項の情報を閲覧することができる。

③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(a) リスク管理体制の整備

- ・経営活動に係る市場リスク、信用リスク、投資リスク、コンプライアンスリスク、情報セキュリティリスク、その他様々なリスクに対処するため、当社は、社内委員会及び当社のリスクを把握し管理するための責任部署を設置するとともに、必要な管理手法を整備し、当社のリスクを総括的かつ個別的に管理する。

(b) リスク情報の報告

- ・各リスクに対応する責任部署の責任者は、リスクに対する評価・分析及び対策・対応状況を取りまとめ、代表取締役に報告する。

(c) リスク監査

- ・内部監査室は、業務執行部門のリスク管理の状況について監査を行う。

④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(a) 効率的な意思決定

- ・定例取締役会、必要に応じて隨時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の会議体を組織し、それぞれの機能に応じて経営上の重要事項を審議し、意思決定を行う。

(b) 職務権限・責任の明確化

- ・当社は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等、各種社内規程を整備し、各役職者の権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

⑤ 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(a) 補助使用人の選任

- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、使用人を選任し、兼務させる。

(b) 補助使用人の取締役等からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保

- ・監査役を補助する使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲内において監査役に帰属するものとし、取締役、執行役員及び他の使用人は、監査役の補助使用人に対し指揮命令権限を有しない。また、当該補助使用人の人事異動、人事評価、懲罰等の決定にあたっては、事前に監査役と協議し、決定する。

⑥ 当社の監査役への報告に関する体制

(a) 重要会議への出席

- ・監査役は、監査計画及び職務の分担に従い、取締役会の他、経営会議、その他の重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。

(b) 取締役及び使用人の報告義務

- ・取締役及び使用人は、監査役の要求に応じて、自己の職務執行の状況を監査役に報告する。

- (c) 取締役及び使用人による経営上重大なリスク情報の報告義務
・取締役及び使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直ちに報告する。
当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
重大な法令または定款違反事実
- (d) 不利益取扱いの禁止
・当社及び子会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を社内に周知徹底する。
- ⑦ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査費用の処理方針
・監査役が要求した場合は、監査役の職務執行に支障のない様、適切かつ迅速に費用または債務の処理を行う。
- (b) 監査役、会計監査人及び内部監査室の連携
・監査役、会計監査人及び内部監査室は、適宜会合を行い、情報交換を行うとともに、密接な連携を図るものとする。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社は、前記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において経営上の新たなリスクへの対応策について検討しております。そのうえで、必要に応じて社内の諸規定及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性の向上を図っております。

常勤監査役は、監査役監査の他、取締役会、経営会議及びコンプライアンス・リスク管理委員会等に出席し、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視しております。

また、内部監査室が定期的に内部監査を実施し、内部統制の有効性の評価を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、現時点におきましては、当該「基本方針」及び「買収防衛策」につきまして、特に定めておりません。しかしながら、今後の社会的な動向等を注視し、慎重に検討を行ってまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けております。配当については、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績動向、財務状況および配当性向等を総合的に勘案の上で株主の皆様に対して安定的・継続的な配当を実施していくことを基本方針としております。

上記の方針の下、連結配当性向20%程度を目安に、安定的な1株当たり配当の実施を目指します。

なお、当連結会計年度の剰余金の配当につきましては、上記方針のもと、1株当たり14円00銭とさせていただきます。内部留保資金の使途につきましては、今後の事業展開への備えと規模拡大に向けた投資資金として投入していくこととしております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,346,904	流 動 負 債	3,649,520
現 金 及 び 預 金	4,772,692	買 掛 金	33,286
売 手 挂 金	255,249	短 期 借 入 金	100,000
商 品	2,142,186	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	120,000
そ の 他	178,421	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	855,206
貸 倒 引 当 金	△1,645	未 払 金	782,351
固 定 資 産	2,938,661	未 払 費 用	474,916
有 形 固 定 資 産	362,822	未 払 法 人 税 等	764,854
建 物	283,447	未 払 消 費 税 等	369,101
機 械 及 び 装 置	4,441	前 受 金	73,615
工 具 、 器 具 及 び 備 品	68,668	ポ イ ン ツ 引 当 金	4,512
建 設 仮 勘 定	1,429	そ の 他	71,677
そ の 他	4,835	固 定 負 債	2,043,197
無 形 固 定 資 産	2,093,179	社 長 期 借 入 債	180,000
ソ フ ト ウ エ ア ン ハ	431,007	資 産 除 去 債 务	1,860,032
の れ ん 他	1,623,245	資 産 除 去 債 务	3,165
そ の 他	38,926	負 債 合 計	5,692,717
投 資 そ の 他 の 資 産	482,659	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 債 証 券	11,850	株 主 資 本	4,521,867
関 係 会 社 株 式	10,000	資 本 金	670,928
敷 金 差 入 保 証 金	311,701	資 本 剰 余 金	1,046,028
破 産 更 生 債 権 等	17,579	利 益 剰 余 金	2,805,032
縁 延 税 金 資 産	145,740	自 己 株 式	△121
そ の 他	3,366	その他の包括利益累計額	720
貸 倒 引 当 金	△17,579	その他有価証券評価差額金	720
		新 株 予 約 権	70,260
資 产 合 计	10,285,565	純 資 産 合 計	4,592,848
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	10,285,565

連結損益計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	24,789,126
売 上 原 価	10,301,370
売 上 総 利 益	14,487,755
販売費及び一般管理費	12,172,392
営 業 利 益	2,315,362
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41
そ の 他	5,044
	5,085
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	22,104
社 債 利 息	465
支 払 手 数 料	2,107
そ の 他	334
	25,011
経 常 利 益	2,295,436
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,366
特 別 損 失	
減 損 損 失	107,592
事 業 撤 退 損	26,274
	133,867
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,165,935
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	874,806
法 人 税 等 調 整 額	△23,071
当 期 純 利 益	851,734
親会社株主に帰属する当期純利益	
	1,314,201
	1,314,201

連結株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位 : 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	631,101	1,006,201	1,595,928	△121	3,233,110
当連結会計年度変動額					
新株の発行	39,826	39,826	—	—	79,653
剰余金の配当	—	—	△105,098	—	△105,098
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,314,201	—	1,314,201
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	—	—	—	—	—
当連結会計年度変動額合計	39,826	39,826	1,209,103	—	1,288,757
当連結会計年度末残高	670,928	1,046,028	2,805,032	△121	4,521,867

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高	—	—	18,087	3,251,197
当連結会計年度変動額				
新株の発行	—	—	—	79,653
剰余金の配当	—	—	—	△105,098
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,314,201
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	720	720	52,173	52,893
当連結会計年度変動額合計	720	720	52,173	1,341,650
当連結会計年度末残高	720	720	70,260	4,592,848

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,238,578	流 動 負 債	2,971,779
現 金 及 び 預 金	4,370,313	買 掛 金	13,751
売 掛 金	233,120	一 年 内 償 還 予 定 の 社 債	120,000
商 品	1,065,814	一 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	831,020
前 払 費 用	106,724	未 払 金	693,878
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	400,000	未 払 費 用	426,700
そ の 他	63,714	預 り 受 金	59,431
貸 倒 引 当 金	△1,108	前 受 金	73,615
固 定 資 産	3,097,264	未 払 法 人 税 等	472,774
有 形 固 定 資 産	277,624	未 払 消 費 税 等	274,752
建 物	212,234	ポ イ ン ト 引 当 金	4,512
機 械 及 び 装 置	4,441	そ の 他	1,343
工 具 、 器 具 及 び 備 品	54,683	固 定 負 債	1,989,873
建 設 仮 勘 定	1,429	社 会 保 険 債 務	180,000
そ の 他	4,835	長 期 借 入 金	1,806,708
無 形 固 定 資 産	469,840	資 産 除 去 債 務	3,165
ソ フ ト ウ ェ ア	431,007	負 債 合 計	4,961,652
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	30,640	(純 資 産 の 部)	
商 標	4,699	株 主 資 本	4,303,210
そ の 他	3,492	資 本 金	670,928
投 資 そ の 他 の 資 産	2,349,799	資 本 剰 余 金	1,046,028
投 資 有 価 証 券	11,850	資 本 準 備 金	630,928
関 係 会 社 株 式	2,087,100	そ の 他 資 本 剰 余 金	415,100
敷 金 差 入 保 証 金	164,827	利 益 剰 余 金	2,586,374
長 期 前 払 費 用	1,551	利 益 準 備 金	10,000
繰 延 税 金 資 産	84,337	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,576,374
そ の 他	132	繰 越 利 益 剰 余 金	2,576,374
		自 己 株 式	△121
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	720
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	720
資 产 合 计	9,335,843	新 株 予 約 権	70,260
		純 資 産 合 計	4,374,190
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,335,843

損益計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	18,946,731
売 上 原 価	6,438,621
売 上 総 利 益	12,508,110
販売費及び一般管理費	10,745,087
営 業 利 益	1,763,022
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	5,031
そ の 他	2,954
営 業 外 費 用	7,985
支 払 利 息	19,401
社 債 利 息	465
支 払 手 数 料	1,498
そ の 他	334
経 常 利 益	1,749,308
特 別 利 益	
新 株 予 約 権 戻 入 益	4,366
特 別 損 失	
減 損 損 失	107,592
事 業 撤 退 損	26,274
税 引 前 当 期 純 利 益	1,619,807
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	582,728
法 人 税 等 調 整 額	△52,465
当 期 純 利 益	1,089,543

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から)
(2021年12月31日まで)

(単位 : 千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計
当期首残高	631,101	591,101	415,100	1,006,201	10,000	1,591,928	1,601,928
当期変動額							
新株の発行 (新株予約権の行使)	39,826	39,826	—	39,826	—	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△105,098	△105,098
当期純利益	—	—	—	—	—	1,089,543	1,089,543
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	39,826	39,826	—	39,826	—	984,445	984,445
当期末残高	670,928	630,928	415,100	1,046,028	10,000	2,576,374	2,586,374

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△121	3,239,110	—	—	18,087	3,257,197
当期変動額						
新株の発行 (新株予約権の行使)	—	79,653	—	—	—	79,653
剰余金の配当	—	△105,098	—	—	—	△105,098
当期純利益	—	1,089,543	—	—	—	1,089,543
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	720	720	52,173	52,893
当期変動額合計	—	1,064,099	720	720	52,173	1,116,993
当期末残高	△121	4,303,210	720	720	70,260	4,374,190

連結計算書類に係る会計監査報告 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社BuySell Technologies
取締役会御中

三優監査法人

東京事務所

指定社員
業務執行社員

公認会計士

増田 涼恵

指定社員
業務執行社員

公認会計士

河合 秀敏

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社BuySell Technologiesの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社BuySell Technologies及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年2月18日

株式会社BuySell Technologies
取 締 役 会 御 中

三優監査法人		
東京事務所		
指定社員	公認会計士	増田 涼恵
業務執行社員		
指定社員	公認会計士	河合 秀敏
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社BuySell Technologiesの2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第21期事業年度の取締役の職務の執行に関する、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月18日

株式会社BuySell Technologies 監査役会
常勤監査役（社外監査役） 鈴木 真美
非常勤監査役（社外監査役） 杉山 真一
非常勤監査役（社外監査役） 川崎 晴一郎

以上

メモ

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

東京都新宿区西新宿八丁目17番1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター



交通 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅 1番出口 徒歩3分

※当会場には、駐車場の用意はございませんので、ご来場の際は公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。